

第3節 廃棄物



リサイクルステーション

第3節 廃棄物

1. ごみ処理

(1) ごみ処理事業の沿革

豊橋市街地周辺は、畑作農業地帯を形成している。特に戦後大規模に開かれた開拓地では、土壌改良のために大量の有機質の施肥が不可欠であり、昭和20年代においては、本市で排出される厨芥とし尿のほとんどが農地還元され、更に他都市から厨芥を導入する状況であった。昭和30年代に入っても農地還元は続けられたが、その量は次第に減少し、ごみ排出量の増加により、市の清掃事業による処理に移行した。昭和39年に完成したコンポスト施設の稼働によって厨芥の農地還元が復活したが、家庭系のごみの約50%を処理するにとどまり、年々その処理率は低下してきた。昭和44年には焼却処理も開始したが、依然その中間処理率は50%程度で、事業系廃棄物を含めた埋立処分が主流であった。

すでに当時において、適正処理の困難なごみ、取扱いの厄介なごみなどの増加、処理過程における環境対策の要請、収集時における交通難など、諸問題が提起され、一方、清掃行政に対する市民ニーズがますます高まる中で、これらの対応について長期的展望に立ち、新しい発想のもとに廃棄物処理体制を整えることとした。これが「豊橋市都市農村環境結合計画」であり、その基幹施設である「資源化センター」が昭和55年度から稼働している。

しかし、近年人口の推移や排出ごみ量、ごみ質等廃棄物をめぐる状況が大きく変わり、「都市農村環境結合計画」は現実に適応しない部分も出てきた。

この状況の変化に対応するため、昭和60年度に長期的観点に立った一般廃棄物の処理に関する基本計画を策定し、以降、平成5年度、12年度、のち10年毎に更新することで、時勢を反映した豊橋市における長期的な環境行政の指針を示しており、現在は、「第2次豊橋市廃棄物総合計画（R3.3策定）」に基づき、市民・事業者・行政の連携による持続可能な循環型社会の実現をめざしている。またこの間、昭和63年度からは新しい素材の出現とごみ質に起因する処理困難廃棄物に対処するため、品目を指定し積極的に排出指導するとともに、平成11年4月1日から中核市移行による産業廃棄物に関わる事務の委譲に伴い、廃棄物全体を視野に入れた総合的廃棄物行政への取り組みに努めている。

清掃行政の重要課題であるごみの減量とリサイクルの推進に対しては、平成2年度から地域資源回収団体奨励金制度の導入、資源リサイクルセンターの稼働、平成3年度から資源ごみ高度分別推進事業、平成5年度からごみ減量容器購入補助事業の再開、平成11年度からプラスチックリサイクルセンターの稼働、平成14年度から焼却灰のスラグ化、焼却熱の発電利用等によるサーマルリサイクルの開始、平成24年度から剪定枝リサイクル施設の稼働、平成29年度からバイオマス利活用センターの稼働等種々の施策に取り組んでいる。なお、資源ごみ高度分別推進事業とごみ減量容器購入補助事業はびん・カンのごみステーション収集開始と生ごみの分別収集開始を契機に、平成30年度をもって終了した。

また平成14年度に、530運動推進連絡会、牟呂用水美化サークル、豊橋市省資源省エネルギー推進協議会及び豊橋市ごみ減量推進協議会の4団体が統合して発足した「530運動環境協議会」と協力し、ごみ減量施策を展開している。

平成28年度には、ごみの分別や持ち出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止のため、指定ごみ袋制度を「もやすごみ」と「こわすごみ」を対象に導入し、平成29年度には、生ごみ分別の開始に伴い、「生ごみ」も指定ごみ袋制度の対象とし、実施している。

(2) ごみの分別・収集方法

ごみの収集は、清掃法施行により市街地を中心として設定した特別清掃区域内の収集を開始し、収集形態については各戸収集をステーション方式に切り替えるとともに収集区域の拡張に努め、昭和46年度全市域週1回収集とし、併せて袋収集の完全実施を行った。市街地中心部については、週2〜3回の有料収集を昭和48年度収集区域の再編成に伴い無料化とし、週2回収集を実施。その後、毎年週2回収集区域の拡張を行い、昭和55年度には全市域100%の実施となり、初期の目標達成となった。また昭和50年度には従来の可燃物、不燃物の収集に併せ省力化と美観保護のためコンテナ収集を導入し、公営の中高層住宅の実験収集を行い、昭和51年度には公共施設におけるコンテナ収集を開始したが、これに代わる新しいシステムとして平成2年度より圧縮積替ボックスの導入を進めた。平成28年度には、指定ごみ袋制度の導入に伴い、コンテナ収集および圧縮積替ボックスを廃止し、当該区域の収集形態をステーション方式に切り替えた。

昭和 55 年度には「資源ごみ」区分を設け、ガラスびん・空カン・金属類・紙・布の収集を行い、資源の再利用を図ることとした。また収集の効率化、交通量の緩和、災害発生時の対応などに対処するため、昭和 60 年度に東部中継施設、62 年度に南部環境センター、平成元年度に西部環境センター、9 年度に西部中継施設、23 年度に西部中継施設を改修してこわすごみ選別施設を開設した。

ごみの収集日については、平成 2 年 7 月から従来の曜日指定収集を廃止し、日指定収集に切り替え、もやせないごみの月 2 回収集、有害ごみと大きなごみを同一収集日から各々の収集日に変更した。平成 3 年度からは、資源ごみが常時排出できるビンカンボックスを段階的に設置し、平成 10 年度からペットボトルを店頭及び公共施設に設置した専用回収容器で分別収集することとした。平成 11 年 7 月からは、年々増加するプラスチックごみに対応するため「プラスチックごみの日」を設け、毎週水曜日に収集することとした。平成 13 年度からは、4 月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、大きなごみのステーション収集を廃止し、東部環境センター内に設置した戸別収集受付センターへの電話申込による戸別有料収集に切り替えた。また、多発する収集車両の火災を未然に防ぐため、火災原因と思われるガスライター・カセット式ガスボンベ・スプレー缶をもやせないごみから分離し、蛍光管と同一日に「蛍光管などの日」として月 1 回ステーション収集することとし、平成 14 年 7 月からスプレー缶の穴あけを不要とした。平成 15 年 7 月からは持続可能な循環型社会の構築を進めるため月 2 回収集の「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」の 2 つに分けて収集することとした。同時に収集の更なる効率化と円滑化を図るため、もやすごみの収集エリアの見直しを行い一部の校区で収集曜日を変更した。また、布類を「蛍光管などの日（平成 18 年 7 月「危険・布類の日」に名称変更）」に月 1 回ステーション収集するとともに、古紙・布類を回収するためのリサイクルステーションを開設した。平成 17 年 4 月にはプラスチックリサイクルセンターも稼働しプラスチックごみの全量を処理している。ごみ分別の精度を高め、より効率的なりサイクルを進めるため、平成 18 年 7 月からプラスチック類の分別の見直しや、有水銀の乾電池・体温計のステーション収集化等のごみの出し方を一部変更し、平成 20 年 7 月からは、増量するペットボトルに対応するため、週 1 回ステーション収集を開始し、平成 23 年 4 月から既存のペットボトル専用回収容器による収集を廃止した。また、平成 21 年 7 月から布類のリサイクルを促進するため、単独の収集日を設けた。平成 29 年 4 月から、もやすごみに含まれる生ごみを資源として活用するため、新たに「生ごみ」の分別収集を開始し、びん・カンの収集については、平成 3 年度から活用してきたビンカンボックスを廃止し、ステーション収集に移行した。生ごみとびん・カンのステーション収集の開始に伴い、既存のプラ・ペットや布類、うめるごみの収集回数の見直しと、容器包装廃棄物の対象を明確にするため、「プラスチックごみ（資源）」から「プラマークごみ」に名称変更を行った。平成 30 年 4 月から、平成 29 年度に見直したプラマークごみとペットボトルの収集回数を 2 週 1 回から、従来の週 1 回に戻した。

① 分別区分の推移

昭和 21 年	2 分別	(可燃物・不燃物)
46 年	3 分別	(可燃物・不燃物・粗大ごみ)
52 年	4 分別	(可燃物・不燃物・粗大ごみ・有害ごみ)
55 年	5 分別	(もやせるごみ・もやせないごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
平成 11 年	6 分別	(もやせるごみ・もやせないごみ・プラスチックごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
15 年	7 分別	(もやすごみ・こわすごみ・うめるごみ・プラスチックごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
29 年	11 分別	(もやすごみ、生ごみ、びん・カン、プラマークごみ、ペットボトル、危険ごみ、こわすごみ、布類、うめるごみ、古紙、大きなごみ)

区分	対象品目(具体例)	収集方法	収集回数
もやすごみ	資源にならない紙くず、汚れたプラスチック容器包装類、汚れた布類、革製品、30 cm以内の日用品類(金属製品以外)、木の板、木の枝 等	ごみステーション	週2回
生ごみ	野菜、総菜、果物、穀類、調理くず、食べ残し、菓子類、肉類、魚介類 等	ごみステーション	週2回
びん・カン	びん：飲料・食品用のガラス製のびん、化粧品のびん カン：飲料・食品用のアルミ缶、スチール缶	ごみステーション	週1回
プラマークごみ	ボトル類、トレイ・パック類、袋類、カップ類、ペットボトルのキャップ・ラベルなどの内、汚れていないものまたは、水ですすいで汚れが取り除けるもの	ごみステーション	週1回
ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル	ごみステーション	週1回
危険ごみ	蛍光管、有水銀類、スプレー缶、針類、刃物類 等	ごみステーション	4週1回
こわすごみ	60 cm未満の小型家電類、その他 120 cm未満の日用品類	ごみステーション	4週1回
布類	衣類、ハンカチ、タオル、カーテン、シーツ等の内、汚れていないもの	地域資源回収	-
		リサイクルステーション等	拠点収集
		ごみステーション	8週1回
うめるごみ	割れたびん、陶磁器類、ガラス製品、ブロック、レンガ類 等	ごみステーション	8週1回
古紙	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等	地域資源回収	-
		リサイクルステーション等	拠点収集
大きなごみ	指定品目(電子レンジ、カーペット、布団、ベッド、自転車 等) 指定品目以外(1辺が60 cm以上の電気・ガス・石油器具類、高さ90 cm以上または幅120 cm以上の家具類、1辺が120 cmを超えるその他のもの)	戸別有料収集	随時

② ごみステーション等

1) ごみステーション設置の基本的な考え方

- ア. 15～30 世帯を目安に 1 か所設置
- イ. 道路幅員 6m 以上で通り抜け可能なこと
- ウ. 道路脇の交通に支障のない場所

国道 1 号等片側 2 車線以上の幹線道路・信号交差点・横断歩道の隣接地等を除く

- エ. 民家に近く管理しやすい場所（不法持ち出し防止のため）
- オ. 変更要件の少ない場所

2) ごみステーション等の推移

（各年度 3 月 31 月現在）

		H28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
ごみステーション		5,156	5,210	5,271	5,282	5,314
変 更	新 設	91	82	92	87	60
	廃 止	20	28	31	76	28
	移 動	202	216	228	218	219
ビンカンボックス		2,132	-	-	-	-

※平成 29 年 4 月より、びん・カンの収集をビンカンボックスからごみステーションに変えた。

③ ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションなどへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象として、戸別収集が必要と認められた世帯ごとに、玄関先で収集する制度で、平成 14 年 7 月から開始した。

対象者は、原則 65 歳以上又は体の不自由な者の一人暮らしの世帯で、ごみの持ち出しに周りの協力が得られない世帯とする。2 人以上の世帯でも、ごみの持ち出しが困難な場合は対象となることがある。また、一定期間ごみの持ち出しが見られない場合は、玄関の呼び鈴を鳴らすなど安否の確認を行う。

(3) 中間処理

① 資源化センター

地球規模での環境問題のひとつである廃棄物問題に適切に対応するため、資源消費型社会から脱却し資源循環型社会の構築への取り組みのため、平成 14 年に資源化センター焼却施設を更新し、環境に優しく、資源循環型の「熱分解・高温燃焼溶融炉」を導入した。このごみ処理施設の特長については次のとおりである。

1) 煙突から排出される排ガスは極めてクリーンで、公害の心配がない。

ごみを約 450℃で蒸し焼きにして熱分解ガスとカーボンに改質し、これを約 1,300℃の高温で完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制する。燃焼後の排ガスは、廃熱ボイラ・減温塔で 170℃まで急冷された後、2 段のバグフィルタで除塵、脱塩をし、さらに触媒反応塔で窒素酸化物とダイオキシン類が除去される。

2) スラグ化することで埋立処分量を大幅に減容する。

約 1,300℃の高温燃焼によりカーボン中の灰分を溶かし、スラグとして回収、有効利用する。また排ガス中に含まれる飛灰は1段目のバグフィルタで回収し、再び溶融炉に送られスラグ化する。このため、埋立処分するのは、2段目のバグフィルタで回収された脱塩残渣が主なものである。

3) 有価金属類のリサイクルに優れている。

ごみに混入する鉄、アルミ缶などの金属類は、熱分解後の分別行程で選別、回収される。熱分解ドラム内は、約 450℃という比較的低温で酸素のない状態のため、金属類は酸化せずに回収される。

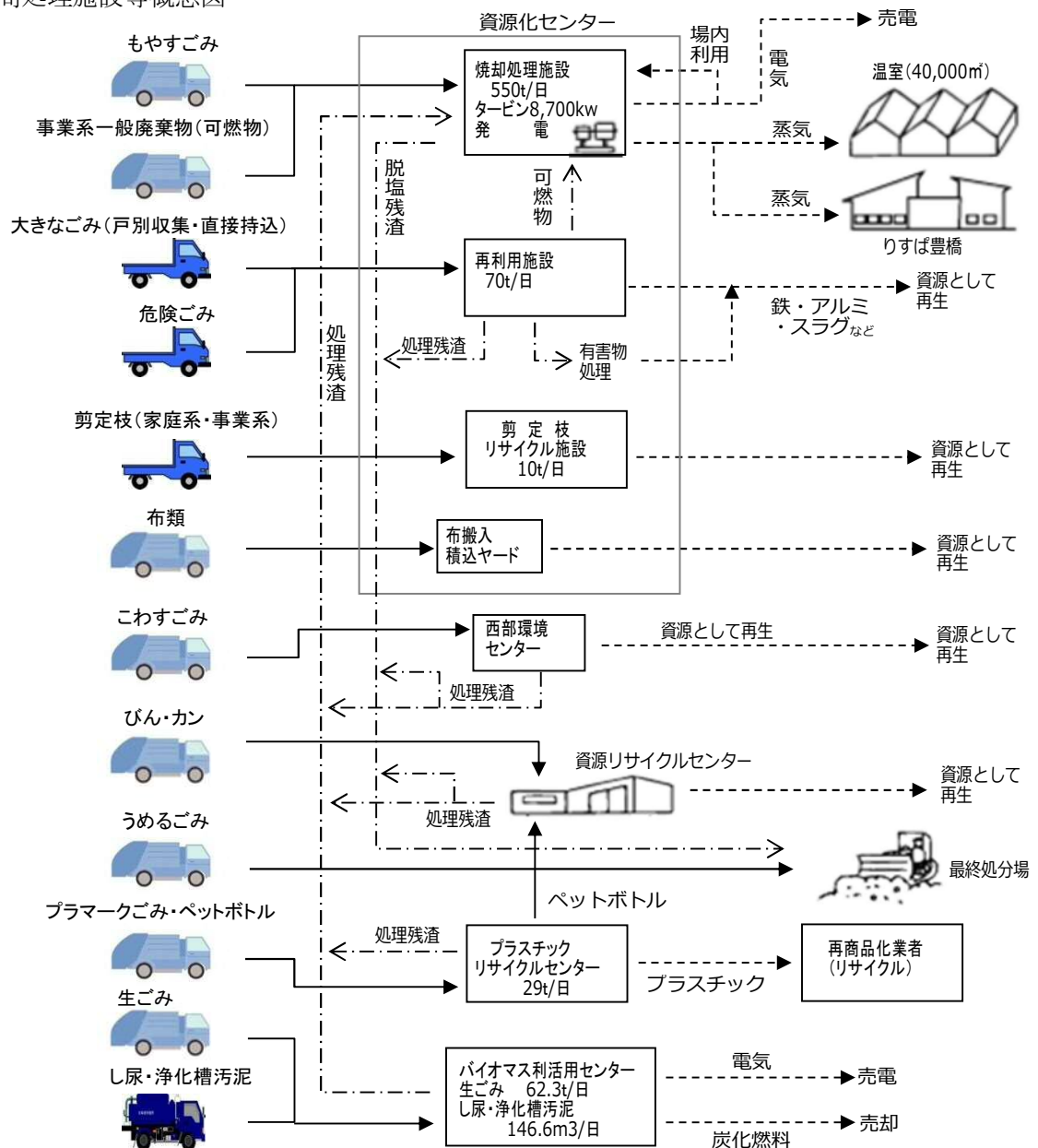
4) スラグは有効に利用する。

スラグはガラス質の砂状で、品質も安定しているため、アスファルト混合物用細骨材、コンクリート二次製品用細骨材などの土木建設資材として有効利用している。

5) 余熱を有効利用する。

空気比 1.2 という少ない空気量で完全燃焼できるため、排ガスの持ち出す熱量が小さく、さらに高温・高圧 (400℃、40気圧) の蒸気条件により効率よく熱回収でき、高い発電効率を得られる。発電された電気は施設内で使用され、余った電気は電力会社へ売電する。また、発電以外にも、蒸気を温室や温水プールなどに利用している。

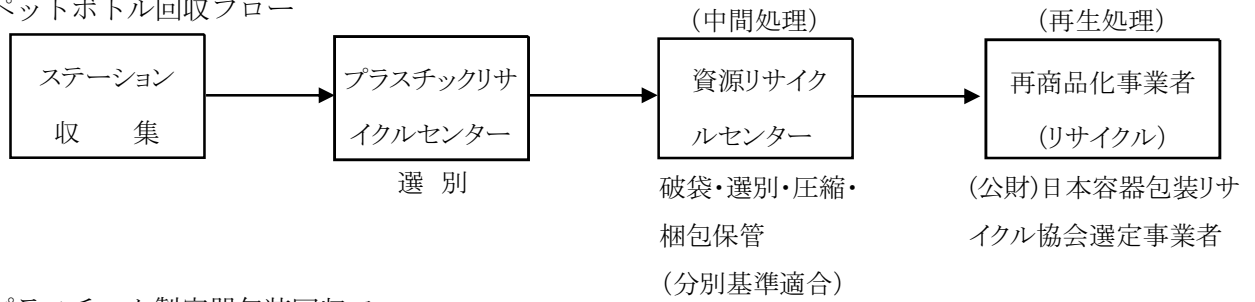
中間処理施設等概念図



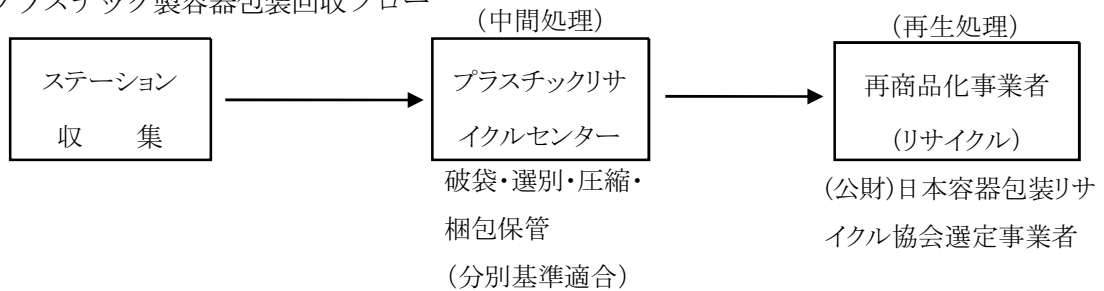
② 資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンター

回収した容器包装廃棄物は、資源リサイクルセンターとプラスチックリサイクルセンターで選別や圧縮を行い、付加価値を高めたうえで市場に還元している。

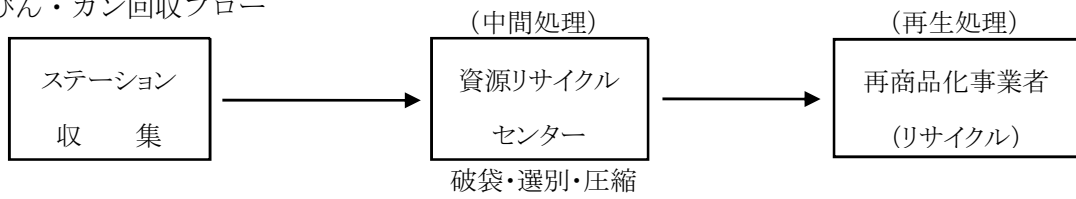
1) ペットボトル回収フロー



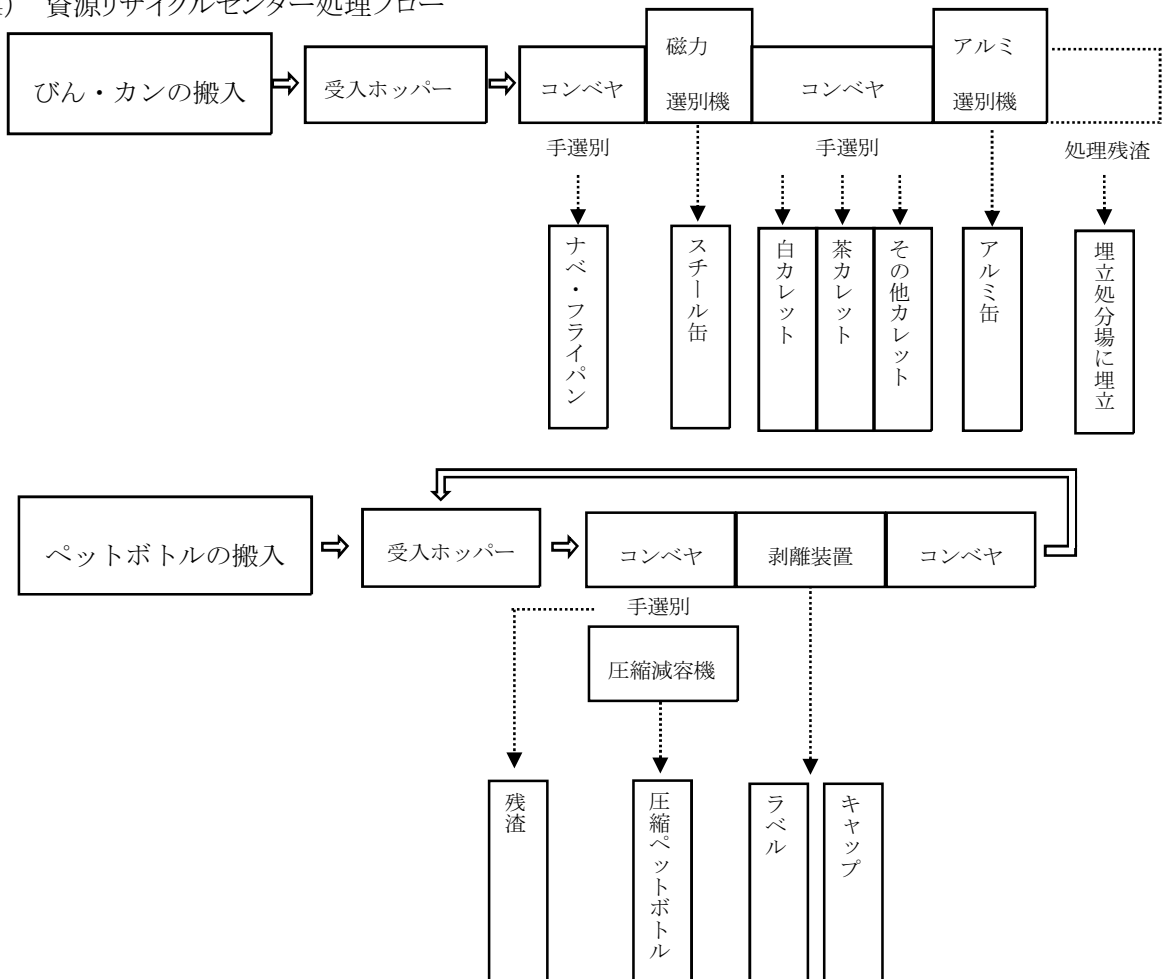
2) プラスチック製容器包装回収フロー



3) びん・カン回収フロー



4) 資源リサイクルセンター処理フロー



(4) 最終処分

従来、多量の一般廃棄物は自己搬入により、不燃物や粗大ごみ等は市直営により埋立地へ投入処分されていたが、昭和 45 年度からは、高豊土地改良区の計画に組み入れ、市南部地域において窪地等を利用してセル方式により埋立処分を行っている。

昭和 47 年度には埋立処理課を新設し、埋立処分の有料許可制を実施することとなった。昭和 55 年度からは家庭系廃棄物の分別収集が開始され、順次分別の拡充とリサイクルの推進が行われ、廃棄物の再資源化と減量化により、埋めるごみの削減が図られている。産業廃棄物については、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内において併せて処分していたが、最終処分場の確保が困難な状況の中で、市民から排出される一般廃棄物の処分にも支障が生じることとなったため、平成 12 年度より産業廃棄物の受入れを公共廃棄物に限定し、現施設の延命を図ることとした。

なお、環境保全対策としては、埋立地周辺の河川及び地下水の調査、廃棄物から発生するガス分析等を実施し、埋立地周辺の環境を監視している。

また、有害廃棄物の投入規制、埋立工法の改善、伊古部・高塚浸出水処理施設の建設等、環境保全を図っている。

平成 19 年度には、20.7ha の用地取得を完了し、平成 21 年度から 2 か年をかけて新規最終処分場の建設工事を行い、平成 23 年度から供用を開始している。

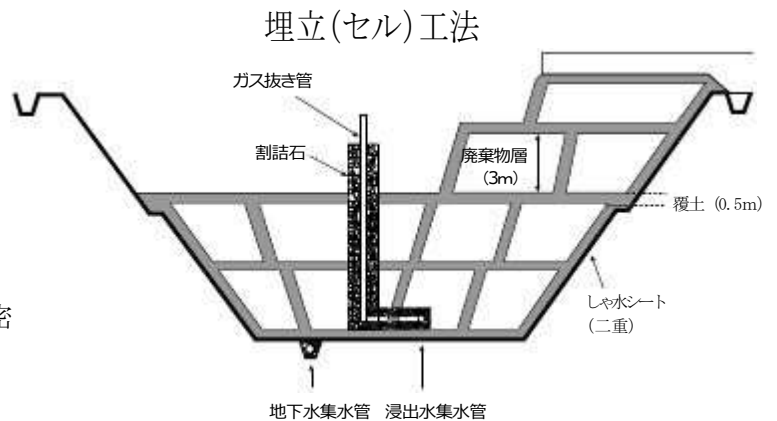
○埋立施設 準好気性

廃棄物を早期に分解させるため、密閉状態にせず、開放部分から空気が自然に流通するように集水管とガス抜き管が設置されている。

浸出水による地下水汚染防止のため、しゃ水シートと浸出水集水管が設置されている。

○埋立工法

埋立ごみ及び法面に覆土を施し、セル（細胞）状に仕上げる。

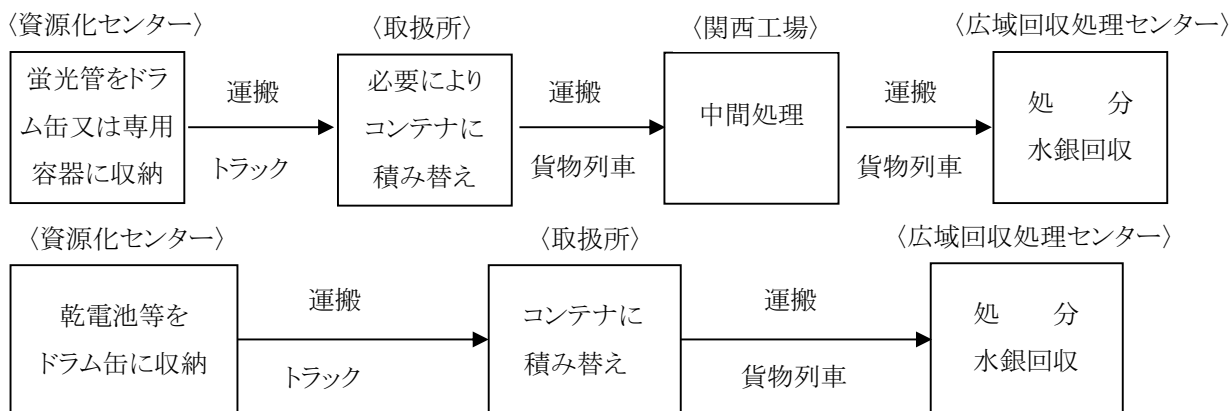


(5) 危険ごみの回収(蛍光管・有水銀乾電池・有水銀体温計)

現在、蛍光管、有水銀乾電池・体温計を分別収集し、資源化センターに搬入している。
この危険ごみには、水銀などの環境汚染物質が含まれており、将来の市民生活の安全性を考え、効率
的かつ安全な処理を行う広域回収処理センターに、平成3年度より処理委託をしている。

処分委託先：野村興産(株)関西工場、野村興産(株)イトムカ鉱業所

【処理フロー】



○蛍光管・有水銀乾電池の処理実績

(単位：t)

区 分		H28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
搬 入 量		29	37	31	27	35
処分数量	乾 電 池	0	0	0	0	0
	蛍 光 管 等	29	37	31	27	35
運搬回数	運 搬 回 数	14	18	14	13	20
	ドラム缶本数	27	36	46	44	40
	コンテナ个数	168	212	156	144	204

(6) 犬・猫等の死体処理

路上等で死んだ飼主不明の犬・猫等については、無償で収集・処理している。また、飼主のある犬・猫等の場合は、手数料 620 円 (ただし、直接環境センターに搬入した場合は無料) を徴収し、収集・処理している。

(7) ごみの収集及び処理実績

① 収集量

(単位：t)

年度		H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度 (速報値)
区分						
家庭 収集	も や す ご み	65,460	47,789	46,903	46,631	47,426
	生 ご み	-	14,663	14,784	14,728	14,149
	こ わ す ご み	3,090	3,757	4,025	4,113	4,485
	う め る ご み	1,059	790	1,001	905	1,012
	プ ラ マ ー ク ご み	3,624	3,190	4,244	4,129	4,370
	大 き な ご み (家電四品目を含む)	249	322	267	269	297
	び ん ・ カ ン	5,021	3,637	3,493	3,418	3,389
	布 類	836	806	999	1,023	1,126
	ペ ッ ト ボ ト ル	611	717	449	532	524
	危 険 ご み	181	211	174	178	202
	小計 (前年度比)	80,130 (△ 8.6%)	75,883 (△ 5.3%)	76,339 (0.6%)	75,925 (△ 0.5%)	76,979 (1.4%)
	家 庭 持 ち 込 み (530ごみ等を含む)	6,084	5,746	5,833	5,983	6,712
事業 系	公 共 廃 棄 物	2,804	3,069	2,525	2,377	2,467
	事 業 所 一 廃	39,800	39,871	40,716	39,720	35,996
	事 業 所 産 廃	2,773	2,922	2,726	3,357	3,317
	計 (b) (前年度比)	45,377 (3.1%)	45,862 (1.1%)	45,966 (0.2%)	45,454 (△ 1.1%)	41,781 (△ 8.1%)
リサイクルステーション等	994	973	945	867	1,034	
合 計 (a) (前年度比)	132,585 (△ 4.7%)	128,464 (△ 3.1%)	129,083 (0.5%)	128,229 (△ 0.7%)	126,506 (△ 1.3%)	

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

② 処理量

(単位：t)

年度		H28年度	29年度	30年度*	R1年度	R2年度 (速報値)
区分						
焼 却		123,657	111,860	88,683	115,592	112,625
防 疫 品 (焼 却)		-	-	-	-	-
再 利 用		12,865	11,707	11,859	12,934	12,866
剪 定 枝		1,851	1,376	1,326	999	798
西 部 環 境 セ ン タ ー		3,065	3,754	4,025	4,109	4,261
資 源 リ サ イ ク ル セ ン タ ー		5,632	4,354	3,942	3,950	3,913
プ ラ ス チ ッ ク リ サ イ ク ル セ ン タ ー		4,525	3,907	4,694	4,660	4,894
バ イ オ マ ス 利 活 用 セ ン タ ー		-	11,641	17,945	18,107	17,105
埋 立		10,686	10,592	7,942	11,911	11,063
民 間 施 設 (リサイクルステーション・家電4品目)		1,011	988	960	884	1,056
合 計 (前年度比)		163,292 (△ 4.1%)	160,179 (△ 1.9%)	141,376 (△ 11.7%)	173,146 (22.5%)	168,584 (△ 2.6%)

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

*焼却炉故障により、最終処分場へ仮埋立した「もやすごみ」16,213tは処理量に計上していない。

③ 資源化量

(単位：t)

年度		H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度 (速報値)
区分						
びん・カン		4,293	2,899	2,761	2,646	2,643
ペットボトル		527	503	431	495	499
プラスチック		2,363	2,434	1,871	2,531	2,217
古紙		619	544	530	424	481
布類		821	872	1,043	1,075	828
食用油		6	7	9	8	8
家具		11	12	8	6	2
有価物 処理 処分 施設	資源化センター	1,980	2,367	2,625	2,674	2,906
	資源化センター(スラグ)	4,401	3,994	3,233	3,841	3,984
	剪定枝リサイクル施設	1,851	1,327	1,326	999	798
	資源リサイクルセンター	15	8	2	9	21
	バイオマス利活用センター	—	9,600	13,955	14,176	13,686
	蛍光管処理委託量	29	37	31	27	35
	最終処分場	8	8	0	0	0
地域資源回収(c)	7,722	7,215	6,984	6,759	4,683	
合計	24,647	31,828	34,809	35,670	32,793	

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

④ 家庭ごみ量及びリサイクル率

年度		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度 (速報値)
区分						
家庭 ごみ 量	家庭のごみ量 (a-b+c)	94,930	89,817	90,101	89,534	89,408
	市民1人1日当りの家庭系ご み量(※)	552	425	422	421	439
	1世帯1日当りのごみ量	1,687	1,577	1,562	1,528	1,513
	人口(10月1日時点)	377,999	377,431	377,237	377,274	375,617
	世帯(10月1日時点)	154,124	155,994	157,986	160,113	161,408
リ サ イ ク ル 率	ごみ量(※)	136,778	131,646	132,540	130,925	127,148
	資源化量	24,647	31,828	34,809	35,670	32,793
	リサイクル率	18.0%	24.2%	26.3%	27.2%	25.8%

※実績値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値

2. ごみ減量・資源化

豊橋市はごみの発生抑制と、一層の再資源化の推進を目的とした「豊橋市廃棄物総合計画」を平成 22 年度に策定、平成 27 年度に改訂し、平成 26 年度を基準に令和 2 年度を目標として、ごみ量の 12% 減量、リサイクル率 28% への引き上げ、最終処分量の 30% 減量に向けたさまざまな施策を行ってきた。

令和 2 年度には前計画の期間満了を受け、市民・事業者・行政の連携による持続可能な循環型社会の実現を目的とした「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、令和 12 年度を目標として、ごみ排出量 120,000 t、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g、リサイクル率 30%、最終処分量 6,200 t の達成にむけてさまざまな施策を行っている。

(1) 地域資源回収団体奨励事業

資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源ごみのうち「紙、布、アルミ缶又はスチール缶」を回収した団体に対して奨励金を交付するもので、平成 2 年 7 月より実施している。また、常設的な古紙の排出先を確保することによる地域資源回収の活性化を図るため、古紙回収ボックスの貸出を令和元年度から行っている。

① 交付対象団体

校区自治会	町自治会	子ども会
女性会	老人クラブ	幼稚園保護者連絡会
保育園保護者連絡会	認定こども園保護者連絡会	小学校 PTA
中学校 PTA	その他市長が認めた福祉団体等	

② 交付要件

登録団体が紙、布、アルミ缶又はスチール缶について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合。

③ 交付額

従量額（回収品目と回収重量に応じて奨励金を交付）

	平成 20・21 年度	平成 22～24 年度	平成 25 年度	平成 26～28 年度	平成 29～30、 令和元～3 年度
新聞・チラシ	3 円/kg	3.5 円/kg	3.5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg
ダンボール、 雑誌・雑がみ	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg		
牛乳パック等	3 円/kg	3 円/kg			
布	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg
アルミ缶、スチール缶	—	—	15 円/kg	15 円/kg	10 円/kg

※事業協力費は平成 25 年度に廃止。

※「雑誌・雑がみ」については、平成 30 年度に「雑誌」から「雑誌・雑がみ」へ変更した。

(2) リサイクルステーション事業

資源回収事業の一環として、古紙や布類の回収拡大を図るため、リサイクルステーションをイオン豊橋南店、アピタ向山店及びふれあいコープあ・ん・ずに設置した。

また、平成 21 年 7 月から食用油の回収を開始し、小型家電を 25 年 7 月からふれあいコープあ・ん・ず、26 年 7 月からイオン豊橋南店、アピタ向山店のリサイクルステーションで回収を行っている。

平成 27 年 1 月にアピタ向山店を閉鎖したが、その代替として東雲町にリサイクルステーションあずまだを 27 年 7 月に開設した。平成 27 年 11 月にふれあいコープあ・ん・ずを閉鎖した。

令和2年度地域資源回収量(団体別)

項目 団体	団体数		実施回数		回収量(kg)										奨励金 (円)
	登録団体	実施団体	回数	平均	紙					布	アルミ缶	スチール缶	合計		
					新聞・チラシ	ダンボール	雑誌・雑がみ	牛乳パック等	計				前年度比		
校区自治会	16	12	114	9.5	424,585	197,760	185,460	3,170	810,975	5,230	4,880	605	821,690	△12.1%	4,135,875
町自治会	325	105	782	7.4	515,079	353,600	341,420	8,223	1,218,322	16,469	16,065	2,599	1,253,454	△10.3%	6,360,591
子ども会	32	25	71	2.8	81,450	73,530	51,960	2,370	209,310	8,070	1,759	45	219,184	△32.6%	1,104,940
女性会	2	2	8	4.0	2,840	5,050	2,240	10	10,140	0	58	0	10,198	10.9%	51,280
老人クラブ	14	11	83	7.5	84,800	56,770	47,065	2,186	190,821	4,310	7,834	1,627	204,592	△9.7%	1,070,265
幼稚園保護者連絡会	8	8	38	4.8	4,930	8,130	10,260	1,090	24,410	370	528	23	25,331	△17.1%	129,410
保育園保護者連絡会	30	18	90	5.0	29,490	72,826	23,882	2,567	128,765	1,246	1,485	264	131,759	△23.1%	667,538
認定こども園保護者連絡会	14	10	48	4.8	19,550	33,610	14,010	1,707	68,877	141	816	0	69,834	△8.3%	353,253
小学校PTA	52	45	255	5.7	447,098	314,432	274,603	17,552	1,053,685	19,065	7,364	869	1,080,984	△44.3%	5,446,087
中学校PTA	20	20	100	5.0	178,647	126,634	117,645	9,317	432,243	11,046	4,190	42	447,521	△60.6%	2,258,760
その他	67	51	719	14.1	80,146	224,896	84,672	10,255	399,968	8,729	8,038	2,047	418,782	△18.5%	2,144,328
合計	580	307	2,308	7.5	1,868,615	1,467,238	1,153,217	58,447	4,547,517	74,676	53,017	8,121	4,683,329	△30.7%	23,722,327

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

地域資源回収年度別回収量実績

項目 年度	団体数		実施回数		回収量(kg)										奨励金 (円)
	登録団体	実施団体	回数	平均	紙					布	アルミ缶	スチール缶	合計		
					新聞・チラシ	ダンボール	雑誌・雑がみ	牛乳パック等	計				前年度比		
平成28年度	564	298	2,127	7.1	3,894,346	1,797,884	1,760,864	75,560	7,528,654	119,733	67,474	6,381	7,722,241	△5.1%	39,349,745
平成29年度	573	311	2,346	7.5	3,542,554	1,818,679	1,582,355	78,801	7,022,388	125,924	59,038	7,568	7,214,918	△6.6%	36,407,617
平成30年度	582	321	2,401	7.5	3,256,472	1,867,538	1,594,967	75,931	6,794,907	123,978	56,675	8,423	6,983,983	△3.2%	35,245,397
令和元年度	583	327	2,502	7.7	2,988,451	1,877,986	1,618,133	80,019	6,564,589	128,101	58,916	7,667	6,759,272	△3.2%	34,129,272
令和2年度	580	307	2,308	7.5	1,868,615	1,467,238	1,153,217	58,447	4,547,517	74,676	53,017	8,121	4,683,329	△30.7%	23,722,327

※平成25年度より奨励金交付対象団体を拡大。実施回数に応じた事業協力費を廃止し、回収量に対する従量制に完全移行した。

※回収品目の「雑誌・雑がみ」については、平成30年度に「雑誌」から「雑誌・雑がみ」へ変更した。

リサイクルステーション年度別回収量実績

(単位：kg)

回収品目 年度	紙					布	食用油	合計	
	新聞・チラシ	ダンボール	雑誌・雑がみ	牛乳パック等	計			前年度比	
平成28年度	137,670	121,280	234,920	2,310	496,180	300,658	5,846	802,684	△46.1%
平成29年度	107,280	110,710	193,830	2,200	414,020	319,902	7,493	741,415	△7.6%
平成30年度	99,030	102,160	214,170	2,590	417,950	306,350	8,604	732,904	△1.1%
令和元年度	77,200	87,690	165,210	3,750	333,850	338,333	8,449	680,632	△7.1%
令和2年度	83,710	102,850	190,360	3,880	380,800	414,921	8,464	804,185	18.2%

※回収品目の「雑誌・雑がみ」については、平成30年度に「雑誌」から「雑誌・雑がみ」へ変更した。

(3) 小型家電の回収

平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行され、レアメタル等の貴重な金属資源を含む小型家電の回収、再資源化を促進するため、ステーション回収の「こわすごみ」からのピックアップ回収や、環境センターやリサイクルステーションにおける拠点回収等の様々な回収手段を設け、市民の持ち出し機会の拡充と回収量の増加を図っている。

平成 29 年 8 月から平成 31 年 3 月まで「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルの原料として利活用する取組みを進めた。

	回収量(トン)			
	拠点回収	こわすごみからの ピックアップ回収	資源化センターへの 持ち込み	イベント回収
H28 年度	7.76	164.18	311.07	0.03
29 年度	10.37	210.76	291.72	0.01
30 年度	13.85	212.56	316.66	0.005
R1 年度	9.21	108.86	154.30	0.005
R2 年度	8.59	179.72	160.94	-

※拠点回収・・・平成 25 年 7 月から 4 か所、11 月から 17 か所、26 年 7 月から 19 か所、平成 27 年 1 月から 18 か所、7 月から 19 か所、12 月から 18 か所

※イベント回収・・・平成 28 年度実施回数：2 回、29 年度実施回数：2 回、30 年度実施回数：1 回、令和元年度実施回数：1 回、令和 2 年度実施回数：0 回

(4) ごみ減量リサイクル推進店

市内で事業活動を営み、ごみ減量化・リサイクルに取り組む店舗をごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）として認定している。認定された店舗では、簡易包装・はかり売りの推進、リサイクル商品・詰め替え商品の販売、牛乳パック等の回収資源化などが行われている。

(5) レジ袋削減（有料化）の取り組み

ごみ減量及び省資源・省エネルギーを目的に、平成 25 年 4 月よりスーパー等の市内店舗と 530 運動環境協議会と連携し、レジ袋の有料化及びマイバッグの利用の呼び掛けによるレジ袋の削減に取り組んでいる。

なお、令和 2 年 7 月から法によるレジ袋の有料化が、全国で始まっている。

年度	参加店舗数	辞退率	レジ袋削減量（推計）
H28 年度	26 事業者 54 店舗	79.0%（実績）	24,922,927 枚（約 249 トン）
29 年度	25 事業者 53 店舗	79.9%（実績）	25,784,450 枚（約 258 トン）
30 年度	19 事業者 44 店舗	80.5%（実績）	24,804,445 枚（約 248 トン）
R1 年度	18 事業者 42 店舗	85.9%（実績）	25,846,776 枚（約 258 トン）
R2 年度	18 事業者 41 店舗	86.5%（実績）	26,836,303 枚（約 268 トン）

※辞退率・・・レジ袋辞退者数(レジ通過者数－レジ袋購入者数)÷レジ通過者数×100

※レジ袋削減量・・・レジ袋辞退者数×1.2 枚(レジ袋購入者の平均購入枚数) 1 枚を 10g として推計

(6) 事業系一般廃棄物減量化事業

事業系一般廃棄物の再利用を通じた減量化を推進するため、再利用及び減量に関する計画の作成と実施の指導を行い、環境の保全と資源の有効利用を図ることを目的とし、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定により、一定規模以上の事業用建築物の所有者に対し、当該建築物から発生する事業系一般廃棄物の再利用を通じた減量を推進するため、毎年度減量計画書を提出させ、必要な指導・助言を行っている。また、事業系ごみガイドブックを作成し、事業所でのごみ減量への取り組みを促進している。

(対象事業者の基準)

- ① 事務所等の延床面積が、1,000 m²以上の事業用の建築物の所有者
- ② その他市長が必要と認める事業用の建築物の所有者

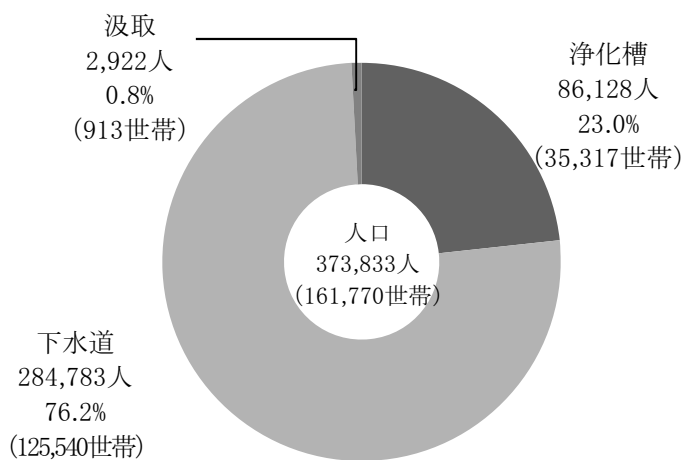
3. し尿の処理

(1) し尿処理の概要

し尿の収集は、家庭などから排出されるし尿のうち、水洗便所を除いた汲み取り便所のし尿を全市域を対象に、許可業者により行っている。そもそも、し尿収集は昭和20年代市街地周辺の農家が自由収集したのが始まりで、当時はほとんど農地還元を行っていた。昭和27年度から業者の収集が開始され、昭和32年度から始めた直営収集と併せて軌道にのった。また昭和37年度には、し尿処理業者10社で「豊橋市清掃事業協同組合」を結成し、翌年度から浄化槽汚泥の抜き取りも許可し、収集するようになった。

し尿処理の現状は、人口の76.2%が公共下水道等、23.0%が浄化槽、残り0.8%が汲み取りによるものである。平成26年度末で直営によるし尿の収集を廃止したため、現在はし尿、浄化槽汚泥共に許可業者9社が収集運搬している。収集したし尿、浄化槽汚泥は、資源化センターで処理していたが、平成29年7月をもって、資源化センターにおける処理を終了した。一方、バイオマス利活用センターにおいて、平成29年6月から順次処理を開始し、8月に完全移行した。

(2) し尿処理形態別人口比率 (R3.3.31日現在)



(3) し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kℓ)

年度	区分	生し尿			浄化槽汚泥	合 計
		直営収集	許可業者	計		
H22		89	2,797	2,886	47,158	50,044
23		88	2,566	2,654	46,985	49,639
24		77	2,384	2,461	47,448	49,909
25		74	2,354	2,428	48,308	50,736
26		80	2,175	2,255	48,066	50,321
27		0	1,936	1,936	47,628	49,564
28		0	1,875	1,875	49,132	51,007
29		0	1,773	1,773	47,890	49,663
30		0	1,617	1,617	47,399	49,016
R1		0	1,492	1,492	47,793	49,285
R2		0	1,423	1,423	50,317	51,740

(4) し尿処理人口、世帯の推移

(各年度3月31日現在)

年度		平成 27 年 度		28 年 度		29 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	—	—	—	—	—	—
	許 可 業 者	1,243	3,977	1,204	3,852	1,138	3,640
	小 計	1,243	3,977	1,204	3,852	1,138	3,640
浄 化 槽		33,691	88,321	34,191	88,323	34,684	88,551
下 水 道	公 共 下 水 道	109,851	260,559	110,826	260,032	112,194	259,805
	地 域 下 水 道	5,639	16,576	5,639	16,423	5,695	16,253
	農 業 集 落 排 水	2,782	8,142	2,872	8,256	2,903	8,229
	小 計	118,272	285,277	119,337	284,711	120,792	284,287
合 計		153,206	377,575	154,732	376,886	156,614	376,478

年度		30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	—	—	—	—	—	—
	許 可 業 者	1,038	3,321	958	3,064	913	2,922
	小 計	1,038	3,321	958	3,064	913	2,922
浄 化 槽		35,709	89,555	35,503	87,464	35,317	86,128
下 水 道	公 共 下 水 道	113,397	259,574	115,400	261,067	116,542	260,591
	地 域 下 水 道	5,481	15,544	5,953	16,380	5,976	16,103
	農 業 集 落 排 水	2,930	8,187	2,993	8,166	3,022	8,089
	小 計	121,808	283,305	124,346	285,613	125,540	284,783
合 計		158,555	376,181	160,807	376,141	161,770	373,833

※地域下水道とは、コミュニティプラントと特定環境保全公共下水道を合わせた本市独自の名称

(5) 浄化槽設置整備事業

ア. 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、従来より、公共下水道の普及促進、農業集落排水処理施設等の整備が各機関により進められているが、これらの整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度より実施している。

また平成18年度から、新築の場合は住居用途等に限定した補助制度に変更するとともに、新たに浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費に対して助成することとした。

なお23年度から、新築及び建築確認を伴う増改築による浄化槽の設置については補助対象外とし、26年度から27年度は、環境に配慮した低炭素社会対応型合併処理浄化槽のみを補助対象としていた。28年度からは低炭素社会対応型浄化槽に代わって、環境配慮型浄化槽のみを補助対象とするとともに、補助対象の建築物から飲食店を除外した。令和2年度からは申請日時点で豊橋市に住民登録がある者のみ補助対象とした。

① 補助対象となる浄化槽

- ・処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽

② 補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換（浄化槽設置届出書を伴うもの）

- ・専用住宅
- ・併用住宅（延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物）
- ・集合住宅
- ・公民館、地域集会所
- ・その他市長が認める建築物

③ 補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

- ・豊橋市地域下水道条例（平成11年3月31日条例第28号）で定める地域下水道処理区域
- ・その他市長が指定する区域

④ 補助金額（令和2年度）

処理対象人員（人）	限度額（円）
5	388,000
6～7	483,000
8～50	640,000

区分	限度額（円）
浄化槽設置に伴う 単独処理浄化槽の撤去	90,000

イ. 設置状況

令和2年度は、39基に対して補助を行い、その概要は次のとおりであった。

- ・人槽別の設置状況では5人槽が21基（53.9%）で最も多く設置された。
- ・設置場所の放流先は柳生川流域、その他の河川が13基でそれぞれ全体の33.3%を占めていた。
- ・建築物の用途別では専用住宅（共同住宅を含む。）が全体の97.4%を占めていた。
- ・設置場所の区域別では、市街化調整区域が61.5%を占めていた。
- ・単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数では単独処理浄化槽からの転換が92.3%を占めていた。

① 人槽別設置基数

人槽	5	7	10～50	計
基数	21基	15基	3基	39基
割合	53.9%	38.4%	7.7%	100%

② 流域別設置基数

河川名	梅田川	豊川		柳生川	紙田川	その他の河川	計	
		うち神田川	うち豊川放水路					
基数	10基	3基	0基	0基	13基	0基	13基	39基
割合	25.7%	7.7%	-	-	33.3%	0.0%	33.3%	100%

③ 建築物の用途別設置基数

用途	専用住宅	併用住宅	その他	計
基数	38基	1基	0基	39基
割合	97.4%	2.6%	0.0%	100%

④ 区域別設置基数

区域	市街化区域	市街化調整区域	計
基数	15基	24基	39基
割合	38.5%	61.5%	100%

⑤ 単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数

区分	単独処理浄化槽	汲み取り槽	計
基数	36基	3基	39基
割合	92.3%	7.7%	100%

(6) し尿料金値上げ抑制交付金

し尿処理業者に対してし尿汲み取り料金の値上げを抑制する措置としてし尿汲み取り量 180当り 10 円を事業助成のため交付するもの。市のし尿収集手数料の廃止に伴い、平成29年度より交付金を廃止した。

○年度別推移

区分／年度	H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
許可業者し尿収集量 (ℓ)	1,875,434	1,772,574	1,616,962	1,491,922	1,422,854
抑制交付金 (円)	1,041,890	0	0	0	0

※し尿料金値上げ抑制交付金 10円/180 (29年4月より廃止)

(7) 生活保護世帯等し尿処理料金交付金

平成28年度までは豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 32 条第 1 号 (手数料及び費用の減免) により生活保護世帯等のし尿処理手数料を全額免除していた。平成29年度からは交付金に改めて交付している。

○年度別推移

区分／年度		H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
免除世帯数 () は件数	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	13 (46)	13 (39)	15 (33)	16 (36)	16 (38)
	計	13 (46)	13 (39)	15 (33)	16 (36)	16 (38)
処 理 量 (ℓ)	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	13,122	11,772	10,692	11,628	12,384
	計	13,122	11,772	10,692	11,628	12,384
交 付 金 額 (円) ※28年度までは減免	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	153,090	142,930	130,000	141,640	151,840
	計	153,090	142,930	130,000	141,640	151,840

(参考) し尿収集手数料

平成元年4月～ 4年4月	130円/180
4年5月～ 8年4月	150円/180
8年5月～14年4月	180円/180
14年5月～29年3月	210円/180
29年4月より廃止	

(8) 災害被災世帯し尿処理料金交付金

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第2号に基づく災害被災世帯に対し、し尿汲み取り手数料の2分の1を交付するもの。

ア. 災害被災の要件

大雨・洪水・高潮・津波等各注意報、警報及び特別警報が発令されたときであって、次に該当した場合。

- ① 雨量が時間あたり 20mm 以上であったとき
- ② 床下浸水以上の災害が認められたとき

イ. 交付実績

平成20年度に12世帯3,906戸に対し22,785円を交付。以降交付実績なし。

(参考) し尿収集手数料

平成2年4月～ 4年4月	130円／18ℓ
4年5月～ 8年4月	150円／18ℓ
8年5月～14年4月	180円／18ℓ
14年5月～29年3月	210円／18ℓ
29年4月より廃止	

4. 産業廃棄物

本市は平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者の適正処理指導等の事務が愛知県から委譲された。

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下この項において「法」という。）の規定により都道府県知事又は政令で定める市の市長に対して行うこととされている。この「政令で定める市」を法の中では「指定都市等」と呼んでおり、本市を含め全国に 82 市あり、それぞれの市長が上記の許可業務及びこれらに関する各種届出書の審査や適正処理に係る指導等の業務を行っている。また、本市では産業廃棄物の適正処理に関する基本的な事項を説明した冊子「事業系ごみガイドブック」を作成し、事業者などに配布するとともに、関係法令の改正時には排出事業者及び処理業者を対象として説明会を開催している。

また、産業廃棄物処理に関する監督指導の強化を図るとともに、「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」により運用していた産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議制度について、「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を平成 18 年 3 月に制定し、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定め同年 7 月より施行した（平成 22 年 4 月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に名称変更）。

令和 3 年 3 月に、「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、そのなかで、産業廃棄物行政を推進するため、排出事業者、処理業者、市民、行政など産業廃棄物に関係する全ての人を対象とし、「産業廃棄物の発生・排出抑制」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」を基本方針とする「豊橋市産業廃棄物処理基本計画」を定めた。

《指定都市等一覧》

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

北海道	札幌市	神奈川県	横浜市	大阪府	大阪市	山口県	下関市
	函館市		川崎市		堺市	香川県	高松市
	旭川市		横須賀市		高槻市	愛媛県	松山市
青森県	青森市	相模原市	東大阪市		高知県	高知市	
	八戸市	新潟市	豊中市		福岡県	北九州市	
岩手県	盛岡市	富山市	枚方市			福岡市	
宮城県	仙台市	石川県	金沢市			八尾市	久留米市
秋田県	秋田市	福井県	福井市		寝屋川市	長崎市	
山形県	山形市	山梨県	甲府市		吹田市	佐世保市	
福島県	郡山市	長野県	長野市		兵庫県	神戸市	熊本県
	いわき市		松本市	姫路市		大分県	大分市
茨城県	福島市	岐阜県	岐阜市	尼崎市		宮崎県	宮崎市
	水戸市		静岡市	西宮市		鹿児島県	鹿児島市
栃木県	宇都宮市	静岡県	浜松市	明石市		沖縄県	那覇市
群馬県	前橋市		愛知県	名古屋市	奈良県	奈良市	計
	高崎市	豊橋市		和歌山県	和歌山市		
埼玉県	さいたま市	岡崎市		鳥取県	鳥取市		
	川越市	豊田市		島根県	松江市		
	越谷市	一宮市		岡山県	岡山市		
川口市	大津市	倉敷市					
千葉県	千葉市	京都府	京都市	広島県	広島市		
	船橋市	東京都	八王子市		呉市		
柏市	福山市						
東京都	八王子市						

(1) 産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法及び法施行令により規定された下表に掲げるものをいい、あらゆる業種の事業活動に伴い排出される「燃え殻」「汚泥」「廃油」などの12種類、特定業種の事業活動に伴い排出される「紙くず」「木くず」「繊維くず」などの7種類及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの1種類の合計20種類に分類される。

さらに、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法施行令で定めるものについては、「特別管理産業廃棄物」として区分され、以下のような規制がなされている。

- ① 特別管理産業廃棄物を処理する場合には、特別な処理基準が法に規定されている。
- ② 特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、その適正処理の遂行のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置することが義務づけられている。

これらの産業廃棄物は、法により排出事業者が自らの責任で処理することが義務づけられており、自己処理できない場合については、処理されるまでの間適正に保管するとともに、法に規定する委託基準を遵守して産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行うことが義務づけられている。

(2) 産業廃棄物の種類

種類		内容
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉残灰、炉清掃排出物、石炭がら、活性炭がら、その他の焼却残さ
	汚泥	工場排水等の処理後の泥状物、製造工程で発生した泥状物、ビルピット汚泥、建設現場で発生する無機汚泥、管路清掃汚泥、その他の有機・無機の汚泥
	廃油	鉱油、動植物油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチなどの廃油
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等の酸性廃液など
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、アルカリ性鍍金廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)、廃ポリ容器など、合成高分子系化合物の固形状のすべての廃プラスチック類
	ゴムくず	天然ゴムくずのみ(「合成ゴムくず」は、廃プラスチック類に該当する)
	金属くず	鉄鋼・非鉄金属の研磨くず及び切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じたコンクリート破片、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず、石膏くず など
	鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、ボタ、不良鉱石など
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物	
はいじん(ダスト類)	ばい煙発生施設又は廃棄物焼却炉で発生するばいじん、集じん施設により集められたもの	

種 類		内 容
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	紙 く ず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ・パルプ、紙又は紙加工品製造業 ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの) ・出版業(印刷出版を行うもの) ・製本業 ・印刷物加工業 により排出される紙、板紙などのくず
	木 く ず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ・木材又は木製品製造業 ・家具製造業 ・パルプ製造業 ・輸入木材卸売業 ・物品賃貸業 により排出される木材片、おがくず、バーク類など ※木製廃パレットは産業廃棄物(業種限定なし)
	織 維 く ず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ・繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く) より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず ※合成繊維は廃プラスチック類
	動 植 物 性 残 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの ※魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類は事業系一般廃棄物
	動 物 系 固 形 不 要 物	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	動 物 の ふ ん 尿	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜のふん尿
動 物 の 死 体	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜の死体 	
政 令 第 2 条 第 13 号 廃 棄 物	以上の産業廃棄物を処理するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	引 火 性 廃 油	引火点 70℃未満の廃油
	腐 食 性 廃 酸	水素イオン濃度(pH)2.0 以下の廃酸
	腐 食 性 廃 アルカリ	水素イオン濃度(pH)12.5 以上の廃アルカリ
	感 染 性 産 業 廃 棄 物	病院、診療所、衛生研究所、老人保健施設等の医療機関から排出される血液や便などの付着したもので、感染性病原体が含まれるもの
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> 廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物 廃石綿・廃水銀等 有害物質を含む産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの並びに廃酸、廃アルカリ、廃油で基準に適合しないもの)

(3) 豊橋市内産業廃棄物排出量（平成30年度実績）

（単位：千トン）

種類別排出状況	排出量
家畜ふん尿	449 (33.7%)
汚泥	330 (24.8%)
がれき類	184 (13.8%)
鉱さい	39 (2.9%)
ばいじん	19 (1.4%)
ガラス陶磁器くず等	65 (4.9%)
その他	247 (18.5%)
合計	1,333 (100.0%)

（単位：千トン）

業種別排出状況	排出量
農業	449 (33.7%)
電気・水道業	281 (21.1%)
製造業	346 (26.0%)
建設業	194 (14.6%)
その他	63 (4.7%)
合計	1,333 (100.0%)

(4) 産業廃棄物処理業者の市内処理状況

（単位：千トン）

区分	中間処理	最終処分	計
H27年度	571	1	572
28年度	609	1	610
29年度	636	0.2	636
30年度	626	1	627
R1年度	604	0.4	604

(5) 産業廃棄物の搬入搬出状況

（単位：千トン）

区分	市内への搬入量			市外への搬出量			差引
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計	
H27年度	243	1	244	44	3	47	197
28年度	283	1	284	66	3	69	215
29年度	311	0.2	311	78	4	82	229
30年度	309	1	310	82	7	89	221
R1年度	325	0.4	325	105	6	111	214

※平成26年度より、運搬実績（市外への搬出量）の報告対象を市許可取得業者のみとした。

(6) 地域別の搬入搬出状況（令和元年度実績）

（単位：千トン）

区分	市内への搬入元	市外への搬出先	差引
愛知県内	268.9	17.0	251.9
静岡県	33.4	5.5	27.9
三重県	2.0	30.6	△ 28.6
岐阜県	1.8	0.0	1.8
北海道	0.0	0.0	0.0
東北	0.0	0.0	0.0
関東	14.2	0.0	14.2
信越・北陸	2.4	1.0	1.4
近畿	2.5	12.8	△ 10.3
中国・四国	0.0	21.5	△ 21.5
九州・沖縄	0.0	22.2	△ 22.2

※平成26年度より、運搬実績（市外への搬出量）の報告対象を市許可取得業者のみとした。

(7) 特別管理産業廃棄物の排出処理状況

(単位：千トン)

区 分	特定有害 ばいじん	引火性 廃油	腐食性 廃酸	感 染 性 廃棄物	そ の 他	合 計
H27 年度	11.6	2.1	0.1	0.6	1.5	15.9
28 年度	12.4	2.2	0.1	0.8	1.6	17.1
29 年度	11.0	2.1	0.1	0.8	1.8	15.8
30 年度	12.4	2.1	0.1	0.8	1.3	16.7
R1 年度	10.4	3.0	0.2	1.0	0.8	15.4

(8) 産業廃棄物処理業者数

(各年度3月31日現在)

区 分	産 業 廃 棄 物		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物		合 計
	収集運搬業	処 分 業	収集運搬業	処 分 業	
H28 年度	52	64	9	5	130
29 年度	51	64	9	5	129
30 年度	48	64	8	5	125
R1 年度	45	62	7	5	119
2 年度	41	61	6	5	113

※法令改正により、平成23年4月1日より収集運搬業について原則として県許可に一元化された。

(9) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設許可申請件数

区 分	産 業 廃 棄 物				特 別 管 理 産 業 廃 棄 物				産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		合 計	
	収集運搬業		処 分 業		収集運搬業		処 分 業					
H28 年度	7	(0)	13	(0)	0	(0)	2	(0)	1	(1)	23	(1)
29 年度	5	(0)	6	(1)	2	(0)	1	(0)	2	(2)	16	(3)
30 年度	14	(0)	13	(0)	3	(0)	2	(0)	0	(0)	32	(0)
R1 年度	10	(0)	10	(0)	1	(0)	0	(0)	3	(3)	24	(3)
2 年度	6	(0)	20	(1)	0	(0)	0	(0)	3	(3)	29	(4)

※法令改正により、平成23年4月1日より収集運搬業について原則として県の許可に一元化された。

※ () 内は新規申請件数を内数で示す。

(10) 行政指導等の状況

区 分	業 の 取 消	業 の 一 時 停 止	施 設 の 許 可 取 消	施 設 の 一 時 停 止	改 善 命 令	報 告 の 聴 取	改 善 勧 告	指 導 票	合 計
H28 年度	0	0	0	0	0	0	7	20	27
29 年度	0	0	0	0	0	0	4	27	31
30 年度	0	0	0	0	0	0	1	30	31
R1 年度	0	0	0	1	1	1	1	14	18
2 年度	0	0	1	0	0	0	2	9	12

(11) 産業廃棄物処理施設の設置状況

(令和3年4月1日現在)

区 分			政令 区分	設置 件数
設置区分	廃棄物の種類	許可対象		
中間処理施設				82
脱水施設	汚泥	処理能力10m ³ /日超	1	7
乾燥施設	汚泥	処理能力10m ³ /日超	2	-
天日乾燥施設	汚泥	処理能力100m ³ /日超		-
油水分離施設	廃油	処理能力10m ³ /日超	4	1
中和施設	廃酸又は廃アルカリ	処理能力50m ³ /日超	6	-
破砕施設	廃プラスチック類	処理能力5t/日超	7	10
	木くず又ははがれき類		8-2	45
コンクリート 固化施設	有害物質を含む汚泥	全ての施設	9	-
ばい焼施設	水銀又はその化合物を含む汚泥	全ての施設	10	-
分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物	全ての施設	11	-
溶融施設	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	全ての施設	11-2	-
分解施設	PCB廃棄物	全ての施設	12-2	-
洗浄施設又は 分離施設			13	-
焼却施設	汚泥	処理能力5m ³ /日超、200kg/時間以上、火格子面積2m ² 以上	3	4
	廃油	処理能力1m ³ /日超、200kg/時間以上、火格子面積2m ² 以上	5	4
	廃プラスチック類	処理能力100kg/日超、火格子面積2m ² 以上	8	6
	PCB廃棄物	全ての施設	12	
	その他の産業廃棄物	処理能力200kg/時間以上、火格子面積2m ² 以上	13-2	5
最終処分場				17
遮断型処分場			14-イ	-
安定型処分場			14-ロ	5
管理型処分場			14-ハ	12
合 計				99

破砕施設実数	48
--------	----

焼却施設実数	6
--------	---

(12) 自動車リサイクル法関連事業者数

(各年度3月31日現在)

登録・許可業者数	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業	合計
H28 年 度	148	52	22	10	232
29 年 度	139	49	22	10	220
30 年 度	139	50	22	10	221
R1 年 度	123	42	19	10	194
2 年 度	120	39	17	10	186

(13) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定状況(令和2年度策定分)

① 産業廃棄物(令和元年度実績 1,000 トン以上の事業場)

産業分類 (大分類)		事業場数	発生量 (t)	
			R1年度実績	R2年度目標
A	農業・林業	23	68,628	78,936
D	建設業	48	117,149	147,662
E	製造業	23	159,563	151,064
F	電気・ガス・熱供給・水道業	5	154,130	160,092
計		99	499,470	537,754

② 特別管理産業廃棄物(令和元年度実績50トン以上の事業場)

産業分類 (大分類)		事業場数	発生量 (t)	
			R1年度実績	R2年度目標
D	建設業	2	0	70
E	製造業	7	13,745	14,328
F	電気・ガス・熱供給・水道業	2	99	0
P	医療・福祉	4	468	530
計		15	14,312	14,928

(14) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管状況等

(令和2年3月31日現在)

PCB 廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	保管量について他の単位で報告のあったもの(注)
変圧器(トランス)	65	179台	
ネオン変圧器(ネオントランス)	2	3台	
コンデンサー(3kg以上)	31	287個	
コンデンサー(3kg未満)	20	537個	
柱上変圧器(柱上トランス)	5	100台	
蛍光灯用安定器	61	6,041個	
水銀灯用安定器	28	377個	
安定器(用途不明)	6	97個	
その他PCBを含む油	7	397.02kg	
ウエス	4	65.00kg	
その他電気機械器具	21	501台	
汚泥	1	6,716.10kg	
その他	35	17,052.19kg	

届出事業所数	226
--------	-----

(注) 保管量については、事業所から届けられた量をそのまま集計した。なお、体積の小さいポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合で、その台数を把握できないときは、容器の質量又は体積で届け出てもよいこととされている。

5. 廃棄物処理施設排出基準対象物質測定結果

(1) 資源化センター排出ガス測定結果

項目	施設	基準値	自主基準値	H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	基準法令
ばいじん (g/Nm ³) [酸素換算値]	1号炉	0.04	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	大気汚染防止法
	2号炉	0.04	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	
	3号炉	0.08	0.05	<0.001	<0.001	<0.003	<0.004	<0.003	
硫黄酸化物 (ppm) [酸素換算値]	1号炉	1,000 ^{**}	25	<1	<1	<3	<1	<1	大気汚染防止法
	2号炉	1,000 ^{**}	25	<1	<1	<1	<1	<1	
	3号炉	1,000 ^{**}	50	1.7	3	13	24	5.8	
窒素酸化物 (ppm) [酸素換算値]	1号炉	250	50	25	33	29	35	29	大気汚染防止法
	2号炉	250	50	29	16	25	29	26	
	3号炉	250	60	48	42	38	38	59	
塩化水素 (mg/Nm ³) [酸素換算値]	1号炉	700	65	34	18	15	25	29	大気汚染防止法
	2号炉	700	65	45	51	33	48	46	
	3号炉	700	80	34	28	63	61	34	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³) [酸素換算値]	1号炉	0.1	0.01	0.00000130	0.00000015	0.000084	0.0012	0.0021	ダイオキシン類 対策特別措置法
	2号炉	0.1	0.01	0.00000072	0.00000057	0.00014	0.00073	0.0024	
	3号炉	1.0	1.0	0.024	0.0023	0.036	0.00066	0.0071	
全水銀 (μg/Nm ³)	1号炉	50	50	—	—	8.4	2.1	0.08	
	2号炉	50	50	—	—	12	13	0.59	
	3号炉	50	50	—	—	12	3.9	2.7	

基準値は令和2年4月1日現在のものである。

この表の値は平均値である。

※硫黄酸化物は、K値から計算した場合の規制濃度である。

(2) 資源化センター放流水測定結果

基準物質等	単位	基準値	H27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	基準法令	
pH		5.8~8.6	7.3	6.8	6.7	6.5	7.3	7.5	水質汚濁防止法（規則別表2）	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	日間平均 30	<1	1.2	3.8	1.2	0.9	<0.5	県条例（上乘せ基準）	
COD 汚濁負荷量	kg/日	44.30	3.97	3.15	1.9	1.2	3.9	1.17	総量規制基準（県告示）	
浮遊物質（SS）	mg/L	日間平均 60	<1	1	1	1	<1	<1	県条例（上乘せ基準）	
全窒素（T-N）	mg/L	日間平均 60	13	12	6	5.8	8.1	6.5	水質汚濁防止法（規則別表2）	
全リン（T-P）	mg/L	日間平均 8	0.06	0.06	0.07	0.04	0.02	0.02	〃	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000	<30	<30	<30	<30	<30	31	〃	
油分	鉱物油	mg/L	5	<1	<1	<1	<0.5	<0.5	<1	〃
	動植物油	mg/L	30	<1	<1	<1	<0.5	<0.5	<1	〃
フェノール類	mg/L	5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.025	<0.025	<0.025	〃	
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃	
亜鉛	mg/L	2	0.06	0.08	0.09	0.24	0.07	0.01	〃	
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃	
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃	
全クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.04	<0.02	<0.04	〃	
フッ素	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	〃	
ホウ素	mg/L	10	<0.2	<0.2	<0.2	<1	<0.1	<0.1	〃	
1,4 ジオキサン	mg/L		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.005	<0.001		
カドミウム	mg/L	0.1	<0.01	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	水質汚濁防止法（規則別表1）	
全シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃	
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.01	<0.1	〃	
鉛	mg/L	0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.02	<0.005	<0.01	〃	
六価クロム	mg/L	0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.04	<0.02	<0.04	〃	
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.005	<0.01	〃	
総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	〃	
アルキル水銀	mg/L	検出されない	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	〃	
PCB	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	〃	
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	〃	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.0005	<0.001	〃	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.001	〃	
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	〃	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.001	〃	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.02	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.001	〃	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.001	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.001	〃	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	〃	
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	〃	
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	〃	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	〃	
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	〃	
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	<0.00015	<0.000066	<0.000075	0.0035	0.000018	0.046	ダイオキシン類対策特別措置法	

※COD汚濁負荷量は、施設の総量

6. 埋立地放流水測定結果

① 伊古部浸出水処理施設

基準物質等	単位	H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	※1 排出基準
pH		7.3	7.2	7.0	7.5	7.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.2	3.0	6.8	3.8	9.0	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	10	9.7	8.6	7.9	11	90
浮遊物質(SS)	mg/L	<1	<1	2	<1	<1	60
全窒素(T-N)	mg/L	37	44	48	44	50	120
全リン(T-P)	mg/L	0.01	<0.02	0.07	0.03	0.01	16
大腸菌群数	個/mg	<30	<30	<30	<30	<30	3,000
油分	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5
鉱物油							30
動植物油							
フェノール類	mg/L	<0.025	<0.025	<0.05	<0.025	<0.025	5
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.05	<0.01	<0.01	3
亜鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.05	<0.01	<0.01	5
溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10
溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	0.15	<0.1	<0.1	10
全クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2
フッ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.8	<0.1	<0.1	15
ホウ素	mg/L	1.0	1.2	1.0	2.0	1.5	10
カドミウム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
有機リン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.1
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5
ヒ素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されない
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	0.3
テトラクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.004	<0.04	<0.04	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.02
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.093	<0.005	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	27	32	24	34	23	200
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00002055	0.0001065	0.0600115	0	0	※2 10

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第一)

※2 ダイオキシン類対策特別措置法

② 高塚浸出水処理施設

基準物質等	単位	H28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	※1 排出基準
pH		6.9	7.0	7.0	7.2	7.1	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	<1	<0.5	<0.5	1.3	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.6	2.0	1.8	1.9	2.1	90
浮遊物質質量(SS)	mg/L	4	2	7	2	1	60
全窒素(T-N)	mg/L	2.2	1.5	2.1	1.8	2.4	120
全リン(T-P)	mg/L	0.01	<0.02	0.02	0.02	0.02	16
大腸菌群数	個/mg	<30	<30	<30	<30	<30	3,000
油分	mg/L	<0.5	<1	<0.5	<0.5	<0.5	5
鉱物油							30
動植物油							
フェノール類	mg/L	<0.025	<0.025	<0.05	<0.0025	<0.025	5
銅	mg/L	<0.01	0.02	<0.05	<0.01	<0.01	3
亜鉛	mg/L	0.05	0.10	<0.05	0.08	0.04	5
溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10
溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.02	<0.05	<0.1	<0.1	10
全クロム	mg/L	0.04	0.09	0.09	0.14	0.23	2
フッ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.8	0.1	0.12	15
ホウ素	mg/L	<0.1	<0.1	<1	<1	0.2	10
カドミウム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.003	0.015	0.003	0.03
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
有機リン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.1
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	0.15	<0.04	0.27	0.5
ヒ素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されない
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	0.3
テトラクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.004	<0.04	<0.04	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.002	<0.005	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.6	0.45	0.7	<1.0	2	200
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0000195	0.00022	0.032	0.000009	0.00023	※2 10

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第一)

※2 ダイオキシン類対策特別措置法